

東アジア男女共同参画担当大臣会合
東京閣僚共同コミュニケ（暫定訳）
（原文は英語）

前文

1．我々、東アジア 16 カ国及び 2 国際機関の男女共同参画に関する大臣や代表は、2006 年 6 月 30 日及び 7 月 1 日、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する、域内初の大臣会合を、ここ東京にて開催した。この機会が、東アジアのジェンダー平等・平和・開発の大きな進歩に向けた歴史的な一歩であることを認識し、我々は、以下のことを全参加者に共有された考えとして確認する。

国際合意の実施

2．2000 年 9 月、国連ミレニアム・サミットにおいて、189 カ国の首脳により、重要な開発目標を含むミレニアム宣言が採択された。これら目標はミレニアム開発目標（MDGs）において具現化された。

3．これらの目標のうち、ゴール 3 はジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進をうたっている。ジェンダー平等の実現はそれ自体が目標であるが、ジェンダー平等は 8 つすべてのゴールを達成するための鍵となる。このことは、「女性にとっての発展が全ての人々にとっての発展」であることを再確認した、2005 年 9 月にニューヨークで開催された世界サミットにおいても明確に宣言されたところである。各 MDG ゴールにおけるジェンダー格差や不平等の是正に慎重に取り組むこと無しには、どのゴールも持続可能かつ平等な方法で達成することはできない。

4．さらに振り返ると、1995 年に採択された北京行動綱領は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進のための具体的なアクション・プランを規定した。あらゆるレベルにおけるジェンダー平等を推進するための規範枠組みづくりなど、いくつかの分野においては、顕著な進歩が見られた。しかしながら、2005 年 3 月にニューヨークで開催された第 49 回国連婦人の地位委員会（CSW）において繰り返し述べられたとおり、まだ長い道のりがある。

5．女子差別撤廃条約（CEDAW）においても、女性の、男性と同等の市民権や、文化的・経済的・政治的・社会的権利を規定している。北京行動綱領と女子差別撤廃条約の実施には、強力な政治的意思、リーダーシップ、戦略的パートナーシップ、革新的思考、十分な資源が必要である。

6．これらの国際的誓約が、国内の具体的施策に取り入れられなければ世界の女性と男性の生活を真に向上することはできない。特にこの点を強調し、本会合は、参加各国の共通の課題、グッド・プラクティス、経験、今後の方向性について議論する、この上なく有益な機会を提供してくれた。

東アジア共通の課題

7．我々は、様々な面で、文化的、伝統的な共通点を有する。我々の国は伝統的に調和とパートナーシップ - 国家間のパートナーシップとともに男女間のパートナーシップ - を重んじる。このようなパートナーシップは女性のエンパワーメントとジェンダー平等の推進、さらに社会的変容をもたらすための原動力となる。このプロセスにおいて、我々独自の良い価値観や信条を維持することは重要である。

グローバル化：

8．東アジアの経済は、世界の経済成長の中心であり、グローバル化の速度は加速している。グローバル化は新たな機会をもたらし、経済成長を促進する一方、人種、所得、民族、ジェンダーなどに基づく不平等や格差を拡大させる可能性がある。

9．我々は、貧困の女性化、女性の移民の増加を認識している。一方、移民はその供給国・受入国のいずれにも経済的利益をもたらす一方、移民女性は引き続き脆弱な立場にある。我々は、特に農村部において、グローバル化による女性への負の影響を軽減し、女性の経済的、社会的なエンパワーメントの可能性を最大化するため、慎重に努力することを求める。

ワーク・ライフ・バランスと無償労働

10．域内の多くの女性は良いワーク・ライフ・バランスを求めて奮闘している。彼女らは固定的役割分担意識とジェンダーに基づく分業に直面している。女性は生産活動において重要な役割を担い、国の経済に貢献しているのみならず、家庭内や地域における「ケア」(訳者注：子育て、老人や病人の介護を含む)を含む無償労働の7割を担っている。女性の疎外や過重労働、ケアの負担は、女性の能力開発や、社会・政治参加へのアクセスを制限するどころか、女性をより脆弱な状況に導くことさえある。

11．したがって、男女の固定的役割分担や社会的分業を見直し、無償労働の負担を緩和し、ワーク・ライフ・バランスを推進し、男女間で責任を共有するための取組を続ける。そして、このような取組は男女双方の生活の質の向上につながるものである。

女性の人権と意思決定過程への参画

12．女性の人権の確立、あらゆるレベルにおける意思決定過程への参画や男女のパートナーシップは、ジェンダー平等や女性の地位向上の達成にとって必要不可欠である。単に女性に資するためだけではなく、公平で持続可能な社会の確立のために協力して取り組む必要がある。ジェンダー平等や女性のエンパワーメントを実現させるためには、個人や集団・組織、市民意識などあらゆるレベルにおける力関係が変わる必要がある。

新たな問題

13 .人々の生活、特に女性や子どもに負の影響を与える新たな問題 - 女性や子どもの人身取引、女性に対する暴力、HIV/AIDS、自然災害、人や動物の病気を認識する。

ジェンダー平等のための具体的方策

女性とジェンダーのための国内本部機構の強化

14 . ジェンダー不平等と蔓延するジェンダー差別は、一部の施策や成功例によってのみでは覆すことはできない。男女共同参画に関する国内本部機構は、国レベルでのジェンダー主流化の原動力である。我々は、ジェンダー主流化政策を策定し、国内本部機構の制度的な能力の強化、十分な資源の配分を継続的に行う必要がある。また我々は、権利ベースと成果ベースアプローチを取入れながら、ジェンダー主流化の確実な進展に向けてリーダーシップをとっていくことを再確認する。

女性の参加とリーダーシップの推進

15 . 我々は、女性の人権とあらゆるレベルでの意思決定過程への十分な参画とリーダーシップを推進するため、十分に効果的な法的、制度的なフレームワークやメカニズムを作ることを求める。女性と女兒の教育、知識、機会へのアクセスをより確保することは前提条件である。モニタリングの向上のための、数値目標の設定、ポジティブ・アクション、明確な量的・質的な指標、政治、経済、社会面でのジェンダー格差の是正を加速するだろう。

ジェンダー統計、ジェンダー分析、ジェンダーに敏感な予算 (gender-sensitive budgeting) に関する機能強化

16 . 男女別のデータ (sex - disaggregated data) とジェンダー統計は男女の格差やニーズの把握に必須であることから、さらに男女別データの拡充をすすめ、ジェンダー統計やジェンダー分析のための能力を構築し、それらの結果を経済的・社会的政策などの政策・計画の策定や資源配分に活用することが重要である。

17 . 女性の社会への貢献をより適切に評価するため、女性の無償労働を定量化する手法を確立することは特に重要である。特に弱い立場にある女性や女性のニーズに対応することが必要である。統計制度が進んでいる国々は、経験、専門性、情報を共有されたい。

18 . ジェンダー分析、ジェンダーに敏感な予算の推進は、マクロ経済・ミクロ経済の枠組みにジェンダーの視点を取り入れるツールの一つであり、ジェンダー平等のさらなる推進と限られた公共資源を効率的に活用することを目指すものである。また、女性の「声」を政府の意思決定過程に反映させグッドガバナンスを実現するための手段である。

19 . この分野では、経験やグッド・プラクティスの収集や共有が必要である。女性にとっての進展を測るための男女別データの体系的・包括的な整備や女性の無償労働を定量化するための調査の実施は、女性の社会への貢献度をより適切に評価する手法である。

市民社会とのパートナーシップ

20．政府と民間部門を含む市民社会との協働と対話により、草の根レベルの男性・女性のニーズ・優先事項を特定することができる。このことは国際的合意事項を国家の具体的施策に取り入れるために重要である。市民社会は、国内本部機構の機能の補完・補充に重要な役割を果たす。我々は、民間部門事業体がジェンダー平等を自らの組織内で推進することにより企業の社会的責任（CSR）を果たすことを推奨する。

域内共通の新たな課題への努力

21．域内協力や二国間合意を必要とする新しい課題がある。それらの課題は、人身取引、HIV/AIDS や自然災害などである。これらの課題は域内で協力して取り組むことが最もふさわしい。そのため、我々は、情報の共有、啓発活動、具体的行動を通じて協働していく。

終わりに

22．本会合は、我々の今後の努力の端緒となるものである。我々は、域内のジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた域内の連携と協働の一層の強化を約束する。我々は、我々の努力を強化するために、域内ネットワークをつくり、グッド・プラクティスや教訓を共有すべきである。我々は、この連携自体がグッド・プラクティスの模範となり、そのことで、このような取組が他地域にも広まり、国際社会に発信されるよう努力する。

23．我々は、強い政治的意思とリーダーシップが不可欠であることを再度強調する。我々は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国の代表者として、引き続きリーダーシップを発揮すると同時に、あらゆる場面における政治的意思とリーダーシップを要求する。

24．日本国政府が開催し、少子化・男女共同参画担当大臣が議長を務めた東アジア男女共同参画担当大臣会合の成功に促され、我々は、年一度、大臣会合を継続開催することを決議する。

25．我々は、2007年に第二回大臣会合を開催するというインド政府の申し出、及び、2008年に第三回大臣会合を開催するという韓国政府の申し出を歓迎する。両政府は、第一回東京会合の事務局と連絡を取ることが期待される。